

社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会  
多摩ボランティア・市民活動支援センター運営委員会内規

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会多摩ボランティア・市民活動支援センター運営委員会内規

第3条の運営委員会は、次に掲げる分野から該当する者を選出して構成する。

(1)から(9)までの各分野から1名以上選出するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) ボランティア・市民活動関係者
- (3) 福祉施設及び福祉団体
- (4) 地域団体
- (5) 商・工業関係者（企業関係者）
- (6) 関係行政機関
- (7) センターが公募した市民
- (8) 社会福祉協議会役員
- (9) 社会福祉協議会職員
- (10) その他、本会会長が必要と認めた者